

⑧ 浄化槽は維持管理と法定検査が必要です

問 市 資源循環課(内線128) 市 下水道課(内線71112)

(公社)茨城県水質保全協会 TEL 029-291-4000 県 環境対策課 TEL 029-301-2966

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と検査が法律により義務付けられています。

豊かな自然を保全し、快適で住みよい環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理と法定検査を行うよう、皆様のご協力をお願いします。

区分	実施頻度	内容	申し込み
保守点検	10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4か月に1回	浄化槽の機器、送風機やタイマーなどの点検調査、消毒剤の補充	県に登録している保守点検業者
清掃	年に1回以上(全ばっ気方式は6か月に1回以上)	浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取り	市の許可を受けた清掃業者
法定検査	浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に1回(その後は年1回)	保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査	(公社)茨城県水質保全協会

※法定検査を受けていない方には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された茨城県水質保全監視員が受検指導に伺う場合があります。

一括契約システム

保守点検・清掃・法定検査を一括して契約できます。契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

⑨ 歯周疾患検診を受けましょう

問 保健センター TEL 0296-77-9145

40歳・50歳・60歳・70歳の方を対象に、歯科医院で個別に受けることができる歯周疾患検診を実施しています。まもなく受診期限となりますので、まだ受診していない方はこの機会に受診しましょう。

場所 市内の契約歯科医院(要予約)

対象 笠間市に住所を有する 40歳・50歳・60歳・70歳の方

40歳：昭和57年4月1日から昭和58年3月31日までに生まれた方

50歳：昭和47年4月1日から昭和48年3月31日までに生まれた方

60歳：昭和37年4月1日から昭和38年3月31日までに生まれた方

70歳：昭和27年4月1日から昭和28年3月31日までに生まれた方

※受診する時点で通院(治療)中の方は、検診の対象になりません。

自己負担料 900円 ※検診結果に基づく治療は、別途受診料がかかります。

受診方法 市内の契約歯科医院に予約をして受診してください。

※市ホームページ⇒(「歯周疾患検診について」で検索)をご覧ください。

受診期限 3月31日(金)

【40歳・50歳の方】保健センターから送付された受診券(はがき)を持参してください。

【60歳・70歳の方】保健センターへ申し込み後、送付される実施通知書(問診票)を持参してください。

家庭ごみは地域の集積所へ。
処理場への持ち込み削減にご協力ください。